

写

平成27年8月25日

福島県漁業協同組合連合会

代表理事会長 野崎 哲 様

東京電力株式会社

代表執行役社長

廣 瀬 直 己

東京電力(株)福島第一原子力発電所のサブドレン水等の排水に対する要望書
に対する回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故（以下「本件事故」）により、福島県漁業協同組合連合会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

平成27年8月11日に受領いたしました要望書につきまして、下記のとおり回答申し上げます。

記

1～3略

4. 建屋内の水は多核種除去設備等で処理した後も、発電所内のタンクにて責任を持って厳重に保管管理を行い、漁業者、国民の理解を得られない海洋放出は絶対に行わない事
(回答)

・建屋内の汚染水を多核種除去設備で処理した後に残るトリチウムを含む水については、現在、国（汚染水処理対策委員会トリチウム水タスクフォース）において、その取扱いに係る様々な技術的な選択肢、及び効果等が検証されております。また、トリチウム分離技術の実証試験も実施中です。

・検証等の結果については、漁業者をはじめ、関係者への丁寧な説明等必要な取組を行うこととしており、こうしたプロセスや関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留いたします。

以下略

福島第一原子力発電所事故に伴う汚染水の 海洋放出に断固反対する特別決議

福島第一原子力発電所事故に伴う「多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）の取扱いに関する小委員会」がとりまとめた「水蒸気放出及び海洋放出が現実的な選択肢であり、海洋放出の方が確実に実施できる」との報告書を踏まえ、政府において、その処分方法を含む取扱方針を決定する検討が行われている。

漁業者はもとより、全国民を挙げて新型コロナウイルス感染症の拡大防止と、その甚大な影響からの回復に向け懸命な努力を続けている中で、このような広く国民全体で議論すべき重要な問題が一部の関係者で進められていることに、我々は強い不信と憤りを禁じ得ない。

我が国の沿岸漁業者は、これまで、廃炉の促進、汚染水問題の収束に向けた取組の必要性に理解を示し、苦渋の決断ながら地下水パイプやサブドレインの運用などに協力してきたところである。

しかしながら、汚染水であるALPS処理水の海洋放出は、国内外における風評被害の更なる広がりと、地元はもとより、全国の漁業者が進めてきた我が国水産物の信頼回復に向けたこれまでの努力を水泡に帰すのみならず、我が国漁業の将来にとって壊滅的な影響を与えかねない重大な問題である。

国は、これまで我々漁業者に回答してきた、「汚染水について関係者の理解なしに放出は行わない」とする方針を遵守していかねなければならぬ。

JFグループは、これまで一貫して主張してきたとおり、全国の漁業者、国民の理解を得られない汚染水の海洋放出に断固反対する。

以上、決議する。

2020年6月23日

全国漁業協同組合連合会 通常総会

(4) 温室効果ガス

本発電所の稼働に伴い年間690万トン以上の二酸化炭素を排出する可能性があり、最新鋭の天然ガス火力発電所を建設した場合と比較すると年間980万トン以上多く排出することになる可能性がある。

局長級とりまとめを踏まえ、本事業が国の二酸化炭素排出削減の目標・計画との整合性が確保されたものと整理するために、以下の取組を講ずること。今後、電力供給先の小売事業者が参加する枠組が構築されず、かつ枠組が構築されるまでの間の環境保全措置が満たされない場合は、本発電所の設置を認めることはできない。このため、準備書において進捗を明らかにし、これらが確実に講じられることを担保する必要がある。

【経済産業省1次意見】

具体的な排出量については、詳細計画が確定していない試算値であり、何ら決まったものではなく、可能性のみで記載することは不適切であり、認めることはできない。なにより過去の環境影響評価配慮書手続きにおける環境大臣意見と比べても過剰であり、公平な観点からも不適切である。

また、自主的枠組・暫時の措置の双方とも、運転開始時までに満たせば良く、その検討の進捗や実現可能性の担保を現段階で求めることは適切ではなく、局長級取りまとめを踏み越えているものであり、多数の参加者の合意によって成される枠組みを本設備の運転開始に関連つけることは不適切であることから認めることはできない。

【環境省2次意見】

2/13以降の対面調整による。

【環境省3次意見】

枠組や事業者が行う暫時の措置が見通せない状況で、石炭火力発電所の新增設が増加していくことは、国の温暖化対策及びエネルギー政策の実現を阻害する可能性があるとともに、結果的に事業者にとっても不利益な状況をもたらす可能性があり、国の目標・計画と整合が確保されることが確認されないまま、「運転開始までに満たせば良い」と先延ばしにして着工してしまうことは、事業者に対して国として無責任である。事業者のためにも着工の時期に近い準備書において、国の目標・計画との整合性が確認できない状況であれば、着工するべきではないと警鐘を鳴らすものであることから、モトイキとする。

なお、局長級取りまとめにおいては、「運転開始までに満たせば良い」という記載はない。

2021年4月15日 参議院環境委員会 日本共産党 山下芳生

出典 環境省提出神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見」に係る経済産業省二次意見等より抜粋 表題、赤囲み、下線等は山下事務所

【経済産業省 3次意見】

具体的な排出量については、詳細計画が確定していない試算値であり、何ら決まったものではなく、可能性のみで記載することは不適切であり、認めることはできない。なにより過去の環境影響評価配慮書手続きにおける環境大臣意見と比べても過剰であり、公平的な観点からも不適切である。

また、自主的枠組・暫時の措置の双方とも、運転開始時までに満たせば良く、その検討の進捗や表現可能性の担保を環境影響評価の審査において求めることは適切ではなく、局長級取りまとめを踏み越えているものであり、多数の参加者の合意によって成される枠組みを本設備の運転開始に関連づけることは不適切であることから認めることはできない。

なお、「運転開始までに満たせば良い」の表現については、昨年の常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画環境影響評価配慮書における両省折衝の過程で合意された解釈であり、当該解釈を一方的に破棄することは認められない。

【環境省 4次意見】

二酸化炭素の排出量については、QAにおける事業者の試算値であり、本事業による温室効果ガスに係る影響の度合いを示したものである。

火力発電所に係る環境影響評価手続きにおける審査は、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性が確保されているかを審査するもので、誰じようとする環境保全措置によって、本事業が国の目標・計画と整合が図られるかどうかを審査しなければ意味を持たない。

また、事業者が行う暫時の措置について、措置の執行は運転開始時までに満たされることで構わないが、国の目標・計画との整合が確保されていることを確認するためには、準備書においてその措置の実現可能性を確認する必要がある。国の目標・計画と整合が確保されていることが確認されないまま、「運転開始までに満たせば良い」と先延ばしにして着工してしまうことは、国の温暖化対策及びエネルギー政策の実現を阻害する可能性があるとともに、結果的に事業者にとっても不利益な状況をもたらす可能性があり、事業者のためにも着工時期に近い準備書において、国の目標・計画との整合性が確認できない状況であれば、着工すべきではないと警鐘を鳴らすものである。

エネルギーミックスや約束草案の議論が既に開始されており、本事業の準備書までにはその結論が出ていると想定される。また、枠組が構築されていない状況下で、本事業を含め、既に6件の石炭火力発電所の新増設の環境影響評価手続きが開始されており、さらに今後も石炭火力の事業計画があることから、本案件以降の石炭火力の配慮書審査意見において、国の目標・計画との整合性が確保されていることを確認するため、暫時の措置の具体的内容を準備書に明記する旨の意見を述べさせていただく。

【環境省 4次意見追記】

対面折衝を踏まえ削除。

【経済産業省 4次意見】

従来通りの表現として受け入れる。

既存の発電所を含む休廃止、稼働抑制を削除

H30.03.08 経産省1次意見
H30.03.09 環境省1次意見
H30.03.13 経産省2次意見

1. 総論

(1) 石炭火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、本事業を検討すること。

(2) このような国内外の状況を踏まえた上でなお本事業を実施する場合には、現在所有している火力発電所本事業者に加え、共同実施を予定しているグループ会社等を含む事業者全体が所有及び計画している火力発電所の適切な運用などにより、ベンチャー指標の目標を確実に達成することとともに、2030年以降に向けて、更なる二酸化炭素排出削減を実現する見通しをもって、同火力発電所の休廃止・稼働抑制などの措置を計画的に実施すること。ととも、2030年以降に向けて、更なる二酸化炭素排出削減を実現する見通しをもって、同火力発電所の休廃止・稼働抑制などの措置を計画的に実施すること。

(経産省一次意見)

他事業者に対する意見で述べられている低効率の発電所ではないこと、小売電気事業者ではないことから、削除願いたい。

(環境省一次意見)

前段については了解しました。後段については、武豊火力の時も同様の記載を発電事業者に対する意見として記載しており、問題ないものと考えています。

(経産省二次意見)

2030年以降に向けた二酸化炭素排出削減対策について、前向きに取り組んで欲しいという気持ちは同様であり、低効率火力を高効率なものに置き換えていただきたい気持ちは同様ですが、多くの電源を有している旧一般電気事業者とは異なり、本事業者は、現在、発電事業の用に供する設備を1つしか持っていないため、今の時点から「低効率火力の休廃止・稼働抑制」を明示的にフラッシュするのは、「電力事業をやめろ」と求めてしまっていることと同義ですので(御省がそのようなことを言わないことは理解していますが、環境大臣意見を見る一般の人はそこまで考えず発言しないので…。)、個々の電力事業の実態を踏まえた大臣意見としていただければと存じます。

事業者の納得のもと意見と勧告を作成

II. 環境大臣意見(2/8)

番号	検討項目	検討結果	勧告案
2	1. 総論 (1) 石炭火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、本事業を検討すること。	<p>○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u></p> <p>石炭火力は安定供給性及び経済性に優れた重要なベースロード電源であるが、①現時点において既にエネルギーミックスに基づく2030年度の石炭火力発電量や二酸化炭素排出量を上回っている状況、②脱炭素社会の構築に向けた世界の潮流の中で石炭火力発電を抑制していく流れがある状況、③更にはパリ協定に基づき中長期的には世界全体でより一層の温室効果ガスの排出削減が求められる状況であり、事業リスクが高い。このような石炭火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、本事業を検討することが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。</p> <p>なお、<u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。</u></p>	1. 総論 (1) 石炭火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、本事業を検討すること。
3	(2) このような国内外の状況を踏まえた上でなお本事業を実施する場合には、本事業者に加え、共同実施を予定しているグループ会社等を含む事業者全体が所有及び計画している火力発電所の適切な運用などにより、ベンチマーク指標の目標を確実に達成するとともに、2030年以降に向けて、更なる二酸化炭素排出削減を実現する見直しをもって、計画的に実施すること。	<p>○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u></p> <p>石炭火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を踏まえたうえでなお本事業を実施する場合、本事業者は、本事業者に加え、共同実施を予定している(株)コベルコパワー神戸および(株)コベルコパワー真岡を含む事業者全体が所有及び計画している火力発電所の適切な運用などにより、ベンチマーク指標の目標を確実に達成するとともに、2030年以降に向けて、更なる二酸化炭素排出削減を実現する見直しをもって、計画的に実施することが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。</p> <p>なお、<u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。</u></p>	(2) このような国内外の状況を踏まえた上でなお本事業を実施する場合には、自ら本事業者に加え、共同実施を予定しているグループ会社等を含む事業者全体が所有及び計画している火力発電所の適切な運用などにより、ベンチマーク指標の目標を確実に達成するとともに、2030年以降に向けて、更なる二酸化炭素排出削減を実現する見直しをもって、計画的に実施すること。
4	(3) 本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、二酸化炭素の排出削減対策をはじめ、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の環境保全措置を適切に講ずること。	<p>○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u></p> <p>本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、二酸化炭素の排出削減対策をはじめ、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等が求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。</p> <p>なお、<u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。</u></p>	(3) 本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、二酸化炭素の排出削減対策をはじめ、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の環境保全措置を適切に講ずること。

155

II. 環境大臣意見(3/8)

番号	意見内容	検討結果	勧告案
5	<p>(4) 本事業は、人口密集地であり、かつ、既存の製鉄所及び発電所が存在する地域において、環境負荷を増大させる事業であること等から、関係する地方公共団体の意見を十分勧告するとともに、地域住民等の関係者の理解・納得が得られるよう、誠意を持って丁寧かつ十分な説明を行うこと。</p>	<p><u>○ 経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 本事業は、人口密集地であり、同区域周辺は過去に深刻な大気汚染による健康被害が発生し、現状においても環境基準の一部を達成していない地点が存在する地域である。また、既存の製鉄所及び発電所が存在する地域であり、環境負荷を増大させる事業であること等から、関係する地方公共団体の意見を十分勧告するとともに、地域住民等の関係者の理解・納得が得られるよう、誠意を持って丁寧かつ十分な説明を行うことが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、<u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得</u>しており、評価書に反映する意向である。</p>	<p>(4) 本事業は、人口密集地であり、かつ、既存の製鉄所及び発電所が存在する地域において、環境負荷を増大させる事業であること等から、関係する地方公共団体の意見を十分勧告するとともに、地域住民等の関係者の理解・納得が得られるよう、誠意を持って丁寧かつ十分な説明を行うこと。</p>
6	<p>2. 各論 (1) 温室効果ガス 温暖化制約が厳しさを増す中で、長期間にわたり、大量の二酸化炭素を排出することとなり得る石炭火力発電を行うことを本事業者の社員一人ひとりに至るまで自覚し、省エネ法に基づくベンチマーク指標の目標達成及び自主的枠組み全体としての目標達成に向けて、社会的な透明性を確保しつつ、できる限り具体的な方針を示して、以下をはじめとする事項に取り組むこと。</p>	<p><u>○ 経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 2030年度に2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)という我が国の温室効果ガス削減目標を規定した「日本の約束草案」が決定され、国連気候変動枠組条約事務局へ提出されたところ。長期間にわたり、大量の二酸化炭素を排出することとなりうる石炭火力発電を行うにあたっては、本事業者の社員一人ひとりに至るまで自覚し、省エネ法等に基づくベンチマーク指標等及び自主的枠組み全体としての目標の達成に向けて、本事業者として関係企業と協力し、社会的な透明性を確保しつつ、できる限り具体的な方針を示すことが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、勧告は、経産大臣から事業者へ発出する文書であることから、「本事業者の」を削除する。 <u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得</u>しており、評価書に反映する意向である。</p>	<p>2. 各論 (1) 温室効果ガス 温暖化制約が厳しさを増す中で、長期間にわたり、大量の二酸化炭素を排出することとなりうる石炭火力発電を行うことを本事業者の社員一人ひとりに至るまで自覚し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和54年法律第49号)(以下「省エネ法」という。)に基づくベンチマーク指標の目標達成、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成21年法律第72号)(以下「高度化法」という。)の遵守及び自主的枠組み全体としての目標達成に向けて、社会的な透明性を確保しつつ、できる限り具体的な方針を示して、以下をはじめとする事項に取り組むこと。</p>

156

II. 環境大臣意見(4/8)

番号	意見内容	検討結果	勧告案
7	① 本事業の発電技術については、局長級取りまとめの「BATの参考表」に掲載されている「(B)商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術」に相当する高効率の発電設備を導入していることから、当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。	○ 経済産業大臣勧告に盛り込む。 本発電設備の設計発電端効率は43%であり、局長級取りまとめのBATの参考表の(B)に相当する発電効率である。当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ることが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、「局長級取りまとめ」は、正式名称とする。 事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。	① 本事業の発電技術については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月25日経済産業省・環境省)局長級取りまとめの局長級取りまとめの「BATの参考表」に掲載されている「(B)商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術」に相当する高効率の発電設備を導入していることから、当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。
8	② 省エネ法に基づくベンチマーク指標については、その目標達成に向けて計画的に取り組み、2030年度に向けて確実に遵守すること。その取組内容について、可能な限り評価書に記載し、当該取組内容を公表し続けること。さらに、その達成状況を毎年度自主的に公表すること。 現状では目標達成が見込まれる状況であるが、本事業者がベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討すること。さらに、今後、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、事業者として必要な対策を講ずること。	○ 経済産業大臣勧告に盛り込む。 省エネ法に基づくベンチマーク指標については、2030年度に向けて確実に遵守することが求められ、また、その達成状況については、毎年度自主的に公表することが望ましい。さらに現時点で準備書に記載できる内容を可能な限り、準備書に記載することが望まれる。 事業者がベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討し、さらに、今後、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、事業者として必要な対策を講ずることが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。	② 省エネ法に基づくベンチマーク指標については、その目標達成に向けて計画的に取り組み、2030年度に向けて確実に遵守すること。その取組内容について、可能な限り評価書に記載し、当該取組内容を公表し続けること。さらに、その達成状況を毎年度自主的に公表すること。 現状では目標達成が見込まれる状況であるが、自ら本事業者がベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討すること。さらに、今後、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、事業者として必要な対策を講ずること。
9	③ 本事業で発電した電力は、自主的枠組み参加事業者である関西電力に全量供給することとしていることから、引き続き、自主的枠組み参加事業者に電力を供給し、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。	○ 経済産業大臣勧告に盛り込む。 本事業は関西電力が火力電源入札募集した事業を本事業者が落札し、発電した電力は、自主的枠組み参加事業者である関西電力に全量供給することとしており、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むことが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 事業者は、当該意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書へ反映する意向である。	④ 本事業で発電した電力は、自主的枠組み参加事業者である関西電力に全量供給することとしていることから、引き続き、自主的枠組み参加事業者に電力を供給し、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

157

II. 環境大臣意見(5/8)

番号	意見内容	検討結果	勧告案
10	④ 本事業を実施することによる二酸化炭素排出量については、毎年度適切に把握すること。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 本事業の実施により発電した電力は、関西電力に供給されることとなり、関西電力が責任を持って温暖化対策に取り組むこととなるが、本事業者は地球温暖化につながるCO2を排出する発電事業を行う者として、二酸化炭素排出量を把握しておくことが望まれることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 <u>事業者は、当該意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書へ反映する意向である。</u>	④ 本事業を実施することによる二酸化炭素排出量については、毎年度適切に把握すること。
11	⑤ パリ協定に基づき中長期的には世界全体でより一層の温室効果ガスの排出削減が求められる中で、商用化を前提に、2030年までに石炭火力発電にCCSを導入することを検討することとしていることを踏まえ、本事業を検討することとする。その上で、地球温暖化対策計画に位置付けられた我が国の長期的な目標に鑑み、将来のCCSの導入に向けて、国の検討結果や、二酸化炭素分離回収をはじめとした技術開発状況を踏まえ、本発電所について、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発を含め、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策に関する所要の検討を継続的に行うこと。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 2030年までに石炭火力発電にCCSを導入することを検討することとしていることを踏まえ、本事業を検討していくことは重要である。その上で、将来のCCSの導入に向けて、国の検討結果や、二酸化炭素分離回収をはじめとした技術開発状況を踏まえ、本発電所について、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発を含め、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策に関する所要の検討を継続的に行うことが望まれることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 <u>なお、事業者は、当該意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書へ反映する意向である。</u>	⑥ パリ協定に基づき中長期的には世界全体でより一層の温室効果ガスの排出削減が求められる中で、商用化を前提に、2030年までに石炭火力発電にCCSを導入することを検討することとしていることを踏まえ、本事業を検討することとする。その上で、地球温暖化対策計画に位置付けられた我が国の長期的な目標に鑑み、将来のCCSの導入に向けて、国の検討結果や、二酸化炭素分離回収をはじめとした技術開発状況を踏まえ、本発電所について、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発を含め、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策に関する所要の検討を継続的に行うこと。
12	⑥ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、パリ協定や今後策定される我が国の長期戦略等地球温暖化対策に係る今後の国内外の動向を踏まえ、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 事業者として長期的なCO2排出削減対策について検討を行い、その結果、事業者として適切と判断できる範囲内で必要な措置を講じていくことは望ましいことであり、これまでの火力案件の配慮書に対する経済産業大臣意見及び準備書に対する経済産業大臣勧告でも事業者へ求めている内容であることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 <u>なお、事業者は、当該意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書へ反映する意向である。</u>	⑥ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、パリ協定や今後策定される我が国の長期戦略等地球温暖化対策に係る今後の国内外の動向を踏まえ、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

158

II. 環境大臣意見 (6/8)

番号	意見内容	検討結果	勧告案
13	<p>(2) 大気環境</p> <p>① 対象事業実施区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や多数の住居が存在することから、本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う大気環境への影響が回避・低減されるよう、大気環境の状況について、本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずること。</p>	<p>○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u></p> <p>対象事業実施区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や多数の住居が存在することから、本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う大気質への影響が回避・低減されるように努めることが重要であり、環境監視計画に基づく環境監視を行い、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずることが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。</p> <p>なお、勧告は、経産大臣から事業者へ発出する文書であることから、「本事業者」を「自ら」とする。</p> <p><u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。</u></p>	<p>① 本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う水環境への影響が回避・低減されるよう、排水処理設備等により水質汚濁物質排出量を抑制するとともに、自ら本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。また、今後締結が予定されている地元自治体との環境保全協定を遵守すること。</p>
14	<p>② 水銀の大気への排出については、「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年環境省令第 22 号）及び「排出ガス中の水銀測定法」（平成 28 年環境省告示第 94 号）を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。</p>	<p>○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u></p> <p>大気汚染防止法の改正により水銀が規制対象物質となり、本施設の運転開始時期には水銀に係る規制値が決定していることが想定され、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずることが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。</p> <p>なお、事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。</p>	<p>②水銀の大気への排出については、「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年環境省令第 22 号）及び「排出ガス中の水銀測定法」（平成 28 年環境省告示第 94 号）を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと</p>
12	<p>③ 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る最新の知見を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。</p>	<p>○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u></p> <p>微小粒子状物質 (PM2.5) については、中央環境審議会大気・騒音振動部会の微小粒子状物質等専門委員会において、平成 27 年 3 月に「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について」の中間取りまとめが行われ、予測精度向上のためのモデルの改良、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行っているところである。事業者は最新の知見を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うことが求められることから、勧告に盛り込むこととする。</p> <p>なお、<u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。</u></p>	<p>③ 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る最新の知見を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。</p>

159

II. 環境大臣意見 (7/8)

番号	意見内容	検討結果	勧告案
13	④ 継続的な大気環境の改善に向け、地元自治体と密に連携し、現在の環境保全協定の内容について、本事業計画を踏まえ、実態に即して積極的に見直すとともに、その遵守のため、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 製鉄所の高炉設備を廃止し、新たに130万kwの石炭火力設備を建設する計画であり、今後自治体と環境保全協定の内容について、見直すこととなる。本事業区域周辺は過去に深刻な大気汚染による健康被害が発生し、現状においても環境基準の一部を達成していない地点が存在する地域であり、継続的な大気環境の改善が必要な地域であり、地元自治体と密に連携し、積極的に保全協定を見直し、大気汚染物質排出削減対策を講ずることが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。	④ 継続的な大気環境の改善に向け、地元自治体と密に連携し、現在の環境保全協定の内容について、本事業計画を踏まえ、実態に即して積極的に見直すとともに、その遵守のため、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。
14	(3) 水環境 対象事業実施区域の周辺海域は、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号)に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に関する指定水域であり、水質汚濁に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、水環境の改善が必要な地域であることから、水環境に係る以下をはじめとする事項に取り組むこと。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 対象事業実施区域の周辺海域は、「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に関する指定水域であり、水質汚濁に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、水環境の改善が必要な地域であり、直近の福山共同発電所の勧告においても述べていることから、勧告に盛り込むこととする。 なお、事業者は、当該意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書へ反映する意向である。	(3) 水環境 対象事業実施区域の周辺海域は、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号)に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に関する指定水域であり、水質汚濁に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、水環境の改善が必要な地域であることから、水環境に係る以下をはじめとする事項に取り組むこと。
12	① 本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う水環境への影響が回避・低減されるよう、排水処理設備等により水質汚濁物質排出量を抑制するとともに、水質について、本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。また、地元自治体との環境保全協定を遵守すること。	○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う水環境への影響が回避・低減されるよう、排水処理設備等により水質汚濁物質排出量を抑制するとともに、水質について、本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うことが求められる。また、公害防止協定は今後見直されることから、同協定を遵守する必要がある。以上のことから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 勧告は、経産大臣から事業者へ発出する文書であることから、「本事業者」を「自ら」とする。 なお、事業者は、当該意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書へ反映する意向である。	① 本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う水環境への影響が回避・低減されるよう、排水処理設備等により水質汚濁物質排出量を抑制するとともに、水質について、自ら本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。また、地元自治体との環境保全協定を遵守すること。

160

II. 環境大臣意見 (8/8)

番号	意見内容	検討結果	勧告案
13	<p>② 本発電設備の稼働に伴う放水口からの温排水については、本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。</p>	<p>○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 冷却水は取放水温度差を7℃以下とすることとしているが、運転開始後、毎秒30m³の温排水が排水されるため、温排水については、本事業者が策定した環境監視計画を適切に実施することが求められる。そして、その結果を踏まえて必要に応じて、適切な環境保全措置を講じることが必要なことから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 勧告は、経産大臣から事業者へ発出する文書であることから、「本事業者」を「自ら」とする。 なお、<u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。</u></p>	<p>② 本発電設備の稼働に伴う放水口からの温排水については、自ら本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。</p>
14	<p>(4) 廃棄物等 本発電設備の稼働に伴い発生する石炭灰は、セメント原料等として全量有効利用する計画であることに鑑み、セメント原料等として適切な有効利用が図られるよう、稼働期間における継続的な有効利用方法及び利用先を確保すること。</p> <p>以上について、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>○ <u>経済産業大臣勧告に盛り込む。</u> 本事業の供用時に発生する石炭灰については、年間約33万tあり、セメント原料等への持続的な有効利用が図られるよう、継続的な有効利用方法及び利用先を確保することが求められることから、本意見を勧告に盛り込むこととする。 なお、<u>事業者は本意見が勧告に盛り込まれることに納得しており、評価書に反映する意向である。</u></p>	<p>(4) 廃棄物等 本発電設備の稼働に伴い発生する石炭灰は、セメント原料等として全量有効利用する計画であることに鑑み、セメント原料等として適切な有効利用が図られるよう、稼働期間における継続的な有効利用方法及び利用先を確保すること。</p> <p>以上について、その旨を評価書に記載すること。</p>

191